記入例

農地法第3条の規定に基づく許可申請に伴う確認書<個人用>

◇申請者

	フリガナ 氏 名	年齢	職業	国籍等	電話番号 (可能な限り携帯電話の番号)
譲渡人	ニラサキ タロウ	60	会社員		000-0000-0000
譲受人	<u>ニラサキ ハナコ</u> 韮崎 花子	50	農業	日本	$\triangle \triangle \triangle - \triangle \triangle \triangle \triangle - \triangle \triangle \triangle \triangle$

◇申請の対象農地

大字	小字	地番	地目	面積(m²)
韮崎市 〇〇〇	000	000	000	000	
外	000	m²			

◇申請理由 ※○で囲んでください。「その他」に○をした場合は、理由を記載してください。

* * ****					
譲渡人	1.転業のため 2.転居	号のため	3.小作地の譲渡	度 4.相互に交換するため	
	5.農地を買い替えるため	6.農業	後継者に生前一	括贈与するため	
(7 労働力不足のため	8.兼業によ	る農業縮小	9.営農資金にするため	
	10.生活資金にするため	11.譲渡人	、自身の希望によ	. 9	
	12.譲受人の希望により	13.その他	b ()
譲受人	1.経営を拡張するため	2.宅地あ	るいは耕作地続き	きのため 3.資金の代償とし	, T
	4.相互に交換するため	5.譲渡人	の希望により	6.譲受人の希望により	
	7.その他()	

【添付書類】 ※証明書等については、3ヶ月以内に受領したものとする。

- ① 申請者の印鑑証明書 各1通 (譲受人・譲渡人 が複数人いる場合はそれぞれに必要)
- ② <u>譲受人が市外在住の場合</u>は住民票(本籍地・国籍等の記載あり)、 譲受人が外国堰在留カード、特別永住者証明書等の国籍の証明できる書類
- ③ 申請土地の登記事項証明書(全部事項証明書) 1筆ごとに1通(法務局で取得)
- ④ 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本・定款の写し・役員会の議事録及び会社等の事業が わかる案内書又はパンフレット等
- ⑤ 市外に耕作地がある場合は、耕作地がある農業委員会の耕作証明 1通

≪その他≫

- 1. 行政書士が代行する場合は、委任状(申請者の実印を押印)を添付の上、申請書正本に県証紙添付及び氏名等を記入
- 2. 申請書に捨印を押印すること。
- 3. 上記以外にも申請内容に応じて、他の書類を添付していただく場合があります。

※ 行政書士でない方が、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは法律で禁じられています。

○耕作に必要な人員、農機具(リース含む)については、十分確保されています。							
・農機具の台数: 軽ト	ラ 1 台、	SS 台、	乗用モア	台、リフト	台		
トラク	クター 1	台、その他	()	台		
農機具の保管場所: 🗣	自宅(拠点)	敷地内・保	有農地内 ・ そ	の他()		
· 農業従事者数: 2	人						
1 氏名 韮崎 花子	(50歳)、	経験年数:	20 年、技術の智	習得歴 1 年、	従事日数 300 日		
2 氏名 韮崎 一郎	(30歳)、	経験年数:	5 年、技術の	習得歴 ○ 年、	従事日数 150 日		
3氏名	(歳)、	経験年数:	年、技術の智	留得歴 年 、	従事日数 日		
4氏名	(歳)、	経験年数:	年、技術の智	留得歴 年 、	従事日数 日		
5 氏名	(歳)、	経験年数:	年、技術の智	習得歴 年、	従事日数 日		

○耕作の権利があるすべての農地について、効率的に利用します。

・通作の距離:経営の拠点から 2 km (もしくは隣接地 等)

- ・違法な貸付地、請負耕作地等はありません。
- ・耕作放棄している土地はありません。
- ・権利を取得しようとする者又はその世帯員等が自ら耕作しないことにつき特段の事由もなく貸し 付けたままの農地はありません。

○農地の権利取得予定者又は世帯員は農作業に常時従事しています。(原則として年間 150 日以上)

- ○当該農地周辺の地域での農地等の農業上の利用に支障をきたさないように営農します。
- ・すでに集落営農や経営体へ農地が面的にまとまって利用されている地域で、それを分断するよう な営農は行いません。
- ・農地の権利取得後は、地域の水利調整に真摯に参加し、他の農業者の農業水利を阻害しないよう 営農します。
- ・権利取得後の営農においては、周辺農地での営農活動に支障をきたさなにように営農します。(無農薬・減農薬栽培を行う地域において、無農薬栽培が困難になるような営農、またはその反対など)
- ・地域の防除基準に従い、共同防除等の活動に協力します。
- ・集落が一体で特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が 生ずる恐れのある営農は行いません。
- ・土地改良事業等計画がある場合は、積極的に参加し、土地改良区が定める規定に従います。

権利取得後は、営農計画に基づき、速やかに当該農地を耕作または養畜の事業に使用します。

権利取得後、やむを得ない場合を除き、当該農地を転用したり他者に売却したりすることはありません。

権利取得後、やむを得ない場合を除き、常時耕作又は養畜の作業に従事し、第三者に貸与しません。

農地法第3条の規定に基づく許可申請を行うにあたり、上記の事項を確認し、了承しました。

※提出日

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者(譲受人) 住所: 韮崎市水神一丁目3番1号

氏名: 韮崎 花子

印

※認印可